

第1回幕別町議会臨時会

議事日程

令和5年第1回幕別町議会臨時会
(令和5年2月2日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
- 日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第4 報告第2号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 報告第3号 専決処分した事件の報告について（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第6 議案第1号 令和4年度幕別町一般会計補正予算（第12号）

会議録

令和5年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和5年2月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 2月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本真利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
- 6 欠席議員
13 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 檜木良美
経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 小野晴正
会 計 管 理 者 合田利信 忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
札 内 支 所 長 新居友敬 教 育 部 長 川瀬吉治
政 策 推 進 課 長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
農 林 課 長 高橋修二 福 祉 課 長 亀田貴仁
土 木 課 長 香田裕一 都 市 計 画 課 長 河村伸二
経 済 建 設 課 長 半田 健 学 校 教 育 課 長 西田建司
農 林 課 参 事 廣瀬康友
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵

議事の経過

(令和5年2月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） ただ今から、令和5年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、3番内山議員、4番藤谷議員、5番小島議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。
後ほど、ご覧いただきたいと思います。
ここで諸般の報告をいたします。
事務局長。
○事務局長（萬谷司） 13番芳滝議員から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。
○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、4点につきまして行政報告をさせていただきます。
はじめに、酪農経営緊急対策に係る要請及び飼料価格高騰対策助成事業について申し上げます。
十勝の酪農業は、国内生乳生産量の半分以上のシェアを持つ北海道の約3割、全国の約15%の生産を担う、我が国最大級の酪農基地としての役割を果たしております。

しかしながら、長期化するコロナ禍に加えて、国際情勢の急激な変化による影響で、飼料・肥料をはじめ電気料金の値上げなど農業生産コストの高騰は、自助努力の限界を超えており、酪農業は危機的な状況に直面しております。

これらの状況を踏まえ、十勝の酪農業が、国産農畜産物を安定供給するため、今後とも農業者が意欲を持って継続的な営農に取り組めるよう、先月中旬、私から酪農を主体とする管内の6町に呼びかけ、酪農経営緊急対策として、国に対し「生乳の安定的な生産の拡大」と「酪農対策に必要な予算の確保」の2項目を要請することについて賛同を得たところであり、今後は十勝町村会として取り組みを行うべく準備を進めているところであります。

また、昨年の第4回定例会の一般質問において、町独自の飼料価格高騰対策については、各農協と協議しながら支援策について検討するとお答えしたところでありますが、この度、町内で飼育されている家畜のうち、飼料価格高騰の影響が著しい乳用牛と肉用牛への支援を強化することで、各農協との協議が整いましたことから、所有する乳用牛及び肉用牛の頭数に応じて助成金を交付する飼料価格高騰対策助成事業として、関連する予算を本臨時会に提案させていただいたところであります。

次に、降雪による被害状況等について申し上げます。

昨年12月22日、日本海及び三陸沖にあった低気圧が発達しながら北東へ進み、22日夜から23日朝にかけて北海道の南を通過し、根室付近で停滞したことから、十勝地方では22日昼から雪が降り始め、帯広測候所で22日正午からの24時間に37センチメートルの降雪量を観測するなど、十勝管内の広い範囲で大雪となりました。

この雪の影響で、着雪に伴う電柱の折損や電線の断線により、十勝管内16市町で停電が発生し、本町におきましても23日午前3時18分から忠類古里と中当で、その後も、忠類幌内、明和、協徳、西当などのほか、糠内、豊岡、相川などの農村地区を中心に広い範囲で200戸以上が停電となりました。

町では、この停電の復旧に時間を要することが見込まれたことから、厳冬期における暖房の確保等を図るため、23日から町民会館、札内コミュニティプラザ及び忠類コミュニティセンターの3か所に自主避難所を開設し、防災行政無線や防災LINEなどにより周知したところであります。

自主避難所は、町民会館が23日午前10時38分から午後3時まで、札内コミュニティプラザは23日午後3時33分から午後11時30分まで開設しましたが、両施設ともに避難者はなく、忠類コミュニティセンターは23日午前9時から25日午前4時30分まで及び25日午後6時5分から午後10時50分まで開設し、3人の方が避難されました。

この度の停電は長時間にわたりましたが、町民の皆さんが平成30年のブラックアウトの経験を活かし、停電対策など自助の備えを行っていただいたことに加え、防災行政無線や防災LINEで停電の復旧状況や復旧見込時間など小まめに情報をお知らせしたことで、落ち着いて避難の見極めをしていただいたものと考えております。

この大雪等に伴う町内の被害状況につきましては、公共施設では、保健福祉センター敷地内で倒木が発生したほか、15か所の公園で樹木の枝折れ等が確認されましたが、他に大きな被害はありませんでした。

また、農業施設等では、ビニールハウス、倉庫等の営農施設の被害は発生しておらず、停電が発生した地域の酪農家も自家発電機を使用して搾乳を行うとともに、生乳を冷やすクーラーも作動できましたことから、生乳廃棄等の被害も発生しなかったとの報告を受けております。

次に、交通への影響についてであります。国道38号の止若橋付近において、電線への着雪により、電柱3本が道路上に倒れ、23日午前8時から午後6時30分まで国道が全面通行止めとなり、町道幕別札内線を迂回路として使用するなど、交通網に大きな乱れが生じました。

また、一般道道生花大樹線の元忠類地区においても電柱が道路上に倒れる被害が発生し、23日午前10時50分から午後8時まで全面通行止めとなり、町道元忠類線及び元忠類北13線を迂回路とする交通障害が発生しました。

このほか、忠類地区の町道明和北20線や町道中里3線では、倒木により道路が遮られ23日未明から

車両の通行が不能状態となりましたが、町道明和北20線が同日午前11時まで、町道中里3線は26日までに倒木の撤去作業を終え、通行を再開したところであります。

次に、古舞小学校の閉校について申し上げます。

古舞小学校は、明治38年、地域の発展を子どもたちの教育に託そうとする先人の思いのもと、「古舞簡易教育所」として開設以来、幾多の変遷を経ながら、地域の教育や文化の拠点として、地域住民の心の拠り所として大きな役割を果たしてまいりました。

この間、この地で生まれた1,100人を超える卒業生は各地でご活躍され、社会発展のために貢献されておりますことは、衆目の一致するところであり、町民の誇りでもあります。

しかしながら、現在12人の児童数が今後さらに減少し、教頭や養護教諭の配置が見込めなくなる見通しであることを踏まえ、先月、古舞小学校PTAと古舞公区から、町と教育委員会に対して、「令和5年度末をもって、古舞小学校を閉校し、札内南小学校へ統合をすること」の要望があったところであります。

要望に至る経過といたしましては、昨年2月から、PTA役員が中心となり、地域の就学前児童を含めた有児家庭へのアンケート調査を実施したほか、双方で幾度となく会合を重ね、最終的には、12月に開催された古舞公区全戸が加入する古舞小学校PTA臨時総会において、全会一致で決定されたと伺っております。

古舞小学校の輝かしい歴史を118年をもって閉じなければならないという苦渋の選択をされた地域の皆様の胸中を察すると感慨無量のものがあり、町といたしましても、誠に残念なことでありますが、地域の判断に敬意を表するとともに、その思いを尊重することといたしました。

今後は、本年第1回定例会に「幕別町立学校設置条例」の改正をご提案させていただくとともに、円滑な統合に向けた準備や校舎等の跡利用について、地域と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、忠類診療所の医師の退任について申し上げます。

忠類診療所は、昭和58年9月に開設し、以来39年間、3人の医師のもと地域医療に努めてまいりました。

現医師の塩塚実氏につきましては、平成3年4月の着任以来、31年余りにわたり忠類診療所の管理運営を担っていただいておりますが、この度、令和5年度をもって退任したい旨の意向が示されました。

町といたしましては、引き続き診療業務を継続できるよう、関係機関等との調整を取り進めているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで行政報告は、終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第1号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第5号であります。

損害賠償の額を定め和解することについて、令和2年3月19日に議決されました、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、令和4年12月26日付けで専決処分を行ったものであります。

1、理由であります。

令和4年7月14日午後2時30分頃、幕別町字古舞694番地付近の町道糠内古舞線において、スクールバス運行業務、古舞線の受託者が学校行事を終えて帰校する途中で、古舞小学校の駐車場に入るため右折しようとしたところ、後方から糠内方面へ東進中の相手方車両がスクールバスを追い越した際に衝突し、スクールバスの運転席側フロントバンパーと相手方の車両の助手席側後部席ドアからリアタイヤのフェンダーにかけて物的損害が生じたため、町50%、相手方50%の過失割合により計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものであります。

2ページをご覧ください。

2、損害賠償額は、13万8,500円であります。

3、損害賠償及び和解の相手方は、帯広市在住の方であります。

4、損害賠償及び和解の内容であります。

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

このたびの事故につきましては、幸い、乗車していた児童3人をはじめ、教職員、運転手ともに怪我を負うこともなく、大事には至りませんでした。受託事業者と教育委員会に対し、このような事故が再発することのないよう、日頃から安全運転に留意し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

このたびの損害賠償につきましては、加入しております全国自治協会自動車損害共済により保険給付されるものでありますことを申し添えます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員

○5番（小島智恵） 今報告ありました件ですけれども、お聞きしたところ、相手方の無理な追い越しによって引き起こされた事故のように思えてくるんですけれども、過失割合が50%、50%で同等となっております。

これはどういった理由で同等になっているのか。

事故の詳細と併せましてご説明いただきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 総務課長

○総務課長（佐藤勝博） 本事故におけます相手方との折衝及び示談交渉につきましては、町の同意によりまして一般財団法人全国自治協会が行っております。

今回の交通事故は、追い越しが禁止されていない交差点で発生した事故でありまして、事故当時の状況を確認したうえで過去の判例を踏まえまして判断された過失割合でございます。

具体的には過失割合にあたりましては、事故当時、前方を走るスクールバスの走行の状況や、右折時の合図、後方の相手方の速度や追い越し方法などを、双方の過失の有無等の状況を確認し判断されたものであり、町といたしましても過失割合により示談するということに対して、今後一切の請求、異議申し立てを行わないことを誓約したものでございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員

○5番（小島智恵） 過去の判例というのが大きかったと思うんですけれども、ドライブレコーダーとか、そういったものの取り付け状況は、どのようになっていますか。

また、ウインカーの関係もどのようになっていますか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長

○総務課長（佐藤勝博） スクールバスにつきましてはドライブレコーダーを前と後ろ、2か所にカメラ設置しております。ドライブレコーダーも確認したところではあるんですが、その中で実際にウインカーを出したタイミングを含めまして、そういった部分はドライブレコーダーでは確認することはできなかったという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） よろしいですか。

千葉議員

○14番（千葉幹雄） 聞いていて、通常信じられないような事故だと思うんです。

前を走っている車が例えば走行車線を変更する、あるいは右折するときは、通常3秒前にウインカーを上げなきゃだめだっていうルールがありますよね。

適切に出していれば、追い抜かした車の前方にあたるんだったらまだしも、抜かした車の後にぶつかったようなかんじですよ。

そういう意味ではいろんな調査をしたんでしょうけども、運転手の右折の合図をするウインカーの出すタイミングが遅かったのか、それとも、そういつてでも追い越しをかけてきたのか。

通常は考えられない。

義務として、運転手の義務として、バックミラーだとか、サイドミラーを確認して、後ろから来ないことを確認して、ウインカー上げて曲がりますよね。

何を言いたいかというと、町として受託業者の運転手の教育です。安全運転、基礎的なことだと思うんです。これをきちっとしてなきゃだめだと思うんです。

それと、できれば今ドライブレコーダーも後ろと前ばかりでなくて、360度のがありますよね。

特にバスは、多くの人を乗せるわけですから、後から、どちらに過失があったのかを、きちっとしないと曖昧なことじゃだめだと思うんです。

ですから、そういった意味では運転手の指導の強化それと、そのドライブレコーダーの360度映るものを今後、一度には言いませんけれど、町としてつけていくような考え その辺についてをお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） 受託事業者への指導という部分ですけども、こちらについては、日頃より安全運転、徹底させていただいています。

更に、今回の事故が起きた際、受託事業者に対しては、しっかりと指導させていただき、更には他の受託事業者に対しても同時に指導させていただいたところであります。

今の論点が、ウインカーがどうだったかということですけども、左折してすぐ右折というような状況から、中々判断は難しい部分もあったのかということではありますが、いずれにいたしましても引き続き、安全運転徹底できるように指導してまいりたいと考えております。

また、ドライブレコーダーの関係ですが、360度映るものが確かにあるかと思しますので、設置に関しましては、設置しますということではなく、研究して参りたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員

○14番（千葉幹雄） 受託事業者の運転手に対する指導は、今までもやってきたと思うんです。

でも起きるんですから。それ以上、追いませんけども、そういうことを実際に言ってきたと思うんです。指導してきたと思うんですけども、現実こういうことが起きるわけですから、その辺を、きちっと捉えて、より周知を徹底して二度とこういうことが起きないようにしてほしいと思う。

そして、ドライブレコーダーについては、研究してなるべく早い時期に、今後、いろんな場面が想定されるんですけども、うちのほうの過失はないということを証明できるように考えていかなきゃだめだと思います。

後から調べたらわかるわけですから、運転手に対する抑止にもなると思うんです。

ですから、そういったことも含めて、検討していくべきだと申し上げたい。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長

○学校教育長（菅野勇次） ドライブレコーダーの関係につきましては、車両の更新等もあると思いますので、そういった時期を見ながら、今後更に研究してまいりたいと思います。

また、加えまして運転手の指導については、現在も行っておりますけども、更なる指導に努めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員

○14 番（千葉幹雄） そういう言い方されると言わなきゃならないんですけども、更新時に云々ってことですけども、バスは十分乗るんですから、それはね、だめ。

極力早くね、これ例えば車両とセットのものじゃないわけですから、後付けできるわけですから、更新時じゃなくて、事情が許せば、なるべく早く検討していくってことじゃなきゃ僕はだめだと思ふ。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長

○学校教育長（菅野勇次） 安全面を最大限に考慮しながら、研究を進めて参りたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ないようですので、以上で、報告第 1 号を終わります。

日程第 4、報告第 2 号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第 2 号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の 3 ページをご覧ください。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第 6 号であります。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、令和 4 年 12 月 27 日付けで専決処分を行ったものであります。

1、理由であります。

令和 4 年 11 月 3 日午前 7 時頃、幕別町字相川 576 番地 41 付近の町道相川 6 線において、相手方が運転する車両が当該道路を西進中、路面排水設備の縦断トラフ設置箇所を通過した際に、縦断トラフの端付近のグレーチングの溶接が外れていたためグレーチングが跳ね上がり、車両助手席側の下部下廻り及びスポイラーを破損する事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

4 ページをご覧ください。

2、損害賠償額は、16 万 1,876 円であります。

3、損害賠償の相手方は、幕別町在住の方であります。

このたびの事故が発生した路線は、10 月 31 日に安全パトロールを実施しておりましたが、事故原因となりました縦断トラフの跳ね上がり箇所は路肩部分で、通常、車道を走行する際には通行するものではなく、車両の乗り上げが予測しがたいところでありました。

しかしながら、縦断トラフの中央付近と同様に今回の跳ね上がり箇所が溶接により固定されていれば、今回の事故は防げた可能性があると考えられますことから、加入している保険会社と協議のうえ、町の道路管理の不備により発生した事故であると判断したところであります。

車両を運転されていた方に対し、身体的な傷害に至らしめなかったことは、何よりも幸いでありましたが、相手方には多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し心からのお詫びを申し上げ、事故後の対応にご理解をいただいたところであります。

事故発生後、速やかに、同じ縦断トラフを設置している路線の安全を確認したところ、同様の不具合箇所の発見には至りませんでした。

このような事故を未然に防止することができるよう、日々の道路パトロールを通じて、道路設備の点検を行い、道路交通の安全確保に万全を期して取り組んでまいります。

このたびの事故は、行政財産の管理上の瑕疵に起因するものでありますことから、加入しております全国町村会総合賠償補償保険の保険給付の対象となるものでありますことを申し添えます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

日程第5、報告第3号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第3号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る当初の原契約は、予定価格が5千万円以上の工事に係る契約でありましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、昨年8月の第3回臨時会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に、設計変更の必要が生じたことから、令和4年12月28日付で工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

令和2年3月19日に議決されました、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定の第4項、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の10分の1を超えない範囲において変更すること。ただし、その額が500万円を超えるものを除く。の規定に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

あかしや南団地公営住宅建替事業は、昭和51年から56年に掛けて建設いたしました、あかしや南団地公営住宅を、令和3年度から7年度にかけて建替えようとするものであり、本工事は、3号棟24戸の解体工事であります。

図面は建物の立面図であります。

工事着手後に解体建材のアスベスト分析調査を行ったところ、図面の黒塗りで示しております、屋根の下地材のアスファルトルーフィングからアスベストが検出されたことから、同建材の撤去ならびに処分方法をアスベスト含有建材の工法に変更し、これにより工事費が増額となったものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

1、変更契約の目的は、あかしや南団地公営住宅3号棟解体工事であります。

2、変更契約の金額は、変更前の金額5,153万5千円、変更後の金額5,238万2千円、増加額は、84万7千円、増加率は、100分の1.644であります。

3、変更契約の相手方は、加藤・下沢組経常建設共同企業体の代表であります、中川郡幕別町忠類白銀町200番地、加藤建設株式会社、代表取締役加藤茂樹氏であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第6、議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第6、議案第1号、令和4年度幕別町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第1号、令和4年度幕別町一般会計補正予算(第12号)について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,078万7千円を追加し、予算の総額をそれぞれ179億339万6千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業であります。

今回は、地方創生臨時交付金充当事業の完了などによる執行残を財源の一部に充当し、新たに1事業を追加するものであります。

1、飼料価格高騰対策助成事業6,573万1千円であります。

事業内容欄をご覧ください。

飼料価格が高騰している中、酪農・畜産農家への負担軽減を図り、農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう助成金を交付するものであります。

下段の助成対象と、右端の積算欄に記載しておりますように、幕別町に住所を有し農業を営んでいる方で、令和5年2月1日現在において所有している乳用牛と肉用牛に対し、24カ月齢以上の乳用牛は、1頭あたり4,000円を、24カ月齢未満の乳用牛と肉用牛は、1頭当たり1,500円を助成するものであります。

2、公共施設換気対策事業 外5事業は、事業の完了などに伴う執行残で、合計554万4千円を減じるもので、当該額を飼料価格高騰対策助成事業に充てるものであります。

以上で、議案説明資料の説明を終わります。

議案書の5ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費6,018万7千円の追加であります。

ここでの説明は省略いたします。

6ページをご覧ください。

6款農林業費、1項農業費、7目農地費110万円の追加であります。

今年度から国の基幹水利施設管理事業として維持管理経費が補助対象とされました幕別ダムの主要設備で、取水装置や開閉バルブなどの操作・管理を制御している中央データ監視装置と監視制御用端末の無停電装置の更新工事を行うものであります。

7ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持補修費5,950万円の追加であります。

昨年12月の2度に渡る降雪と、明けて1月24日の降雪に対応するため、これまで4回の一斉除雪を

はじめ、翌日以降に車道の拡幅除雪や幹線道路の運搬排雪、公共施設の除雪などを行ったところであり
ります。

今後の降雪に対応するため、町道と公共施設の除排雪作業に伴う機械借上料を追加するものであり
ます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人269万円の追加であります。

現年課税分であります。

12款、1項、1目地方交付税1億1,000万円の追加であります。

特別交付税であります。

17款道支出金、2項道補助金、1目総務費補助金746万7千円であります。

プレミアム付商品券発行支援事業道補助金であります。

4目農林業費補助金63万円であります。

幕別ダムの機器修繕工事に係る道補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員

○18番（中橋友子） 2点質問をさせていただきます。

ページ数でいきますと6ページ、議案説明資料の2ページであります。畜産対策の飼料高騰に対
する対応ということで、今回関係機関と相談されて政策を打ち出してこられたということで、大変待
たれていた政策だと思います。

ここでひとつお聞きしたいのは、助成対象となる事業者のことですけれども、幕別町に住所を有し、
農業を営んでいる方ということになっておりますので、あくまでも町民の個人というふうには押さえて
よろしいのでしょうか。

幕別町には他町村から法人的な経営というような形で、町内で畜産を営んでいらっしゃる方もあ
るかと思います。

そういう人たちはどのようになるのでしょうか。

2つ目です。

7ページの道路維持補修につきまして12月22日に大量の雪が降りまして、しかも大変重い雪だ
つたために、この間、高齢者の除雪について対応していただけないかという声がたくさんありました。

幕別町にもそういった要求が寄せられたのではないかと思います。

いわゆる苦情という風に処理をされてきているのかなというのが推察されるのですが、どのぐらい
それがあったかということと、この間、家庭の前に置かれている固まった雪の処理について、ひとつ
には協働のまちづくり事業の中での町内で対応しているという事例がどのぐらいあるのか。

2つ目には、そのよけられない人たちに対する対応は、どのようにされているのか伺います。

それともう1点、社会福祉協議会が請け負って個人のお宅のところの除排雪をされております。こ
れ、契約の受け入れというのが、段々厳しくなっていて、申し込んでもやっていただけないという状
況があります。

いま契約受け入れというのは、どのぐらい受け入れるパイがあって、実際に契約はどのぐらいされ
ていて、次年度も含めて、要望に応えられる対応になっているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 農林課長

○農林課長（高橋修二） 助成の対象となります農業者の方の関係でございますけれども、これにつま
ましては、個人又は法人が対象となるものでございます。

従いまして、個人の方であれば町内に住所を有している方、法人であれば町内に事業所を有している法人が対象となるものでございます。

○議長（寺林俊幸） 土木課長

○土木課長（香田裕一） 私のほうからは除雪に関する苦情についてお答えいたします。

12月の苦情ですけれども、合計で144件の苦情がありました。

そのうち間口に雪を置いていったという苦情が25件、そのうち高齢者、身障者宅の間口処理についての苦情が1件でありました。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長

○保健福祉部長（榎木良美） 私のほうからは社会福祉協議会で受けている契約といたしますか件数のこととなります。

今、申し訳ないんですけども手元に資料持ってきてないもので正確な数字ではないんですけど、今年度確か93件くらいとお聞きしてたかと思われまます。

中橋議員が言われましたように、なかなか社協のほうの高齢者就労センターで、除雪の依頼があっても受けられないっていう状況が出てきております。

作業する会員の方が高齢になってきたり、会員の方が中々増えないっていうことがありまして、受け入れが中々難しくなっています。昨年末に、雪がたくさん降った時に自宅から出れなかったりしたら困るということで、そういった方に対して何かできないか、急遽ですね、建設業協会のほうの協力をいただきまして、30センチ以上の雪が降った場合には、協力いただいて除雪をしてもらえるようお願いをしまして、23日の大雪の時に2件のお家の方の除雪を建設業協会のご協力をいただいて除雪をしたようなところでございます。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長

○住民生活部長（寺田治） 私のほうからは協働のまちづくりの雪かき支援ですけれども、申し訳ございません、こちらデータを持ち合わせておりませんので先ほど保健福祉部長がおっしゃった通りですね、12月の雪に関しましては建設業協会の方、2件についての実績ということでお伺いしているところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員

○18番（中橋友子） 畜産の支援につきましては理解をいたしました。

法人であっても、幕別町内で事業を有して、法人として届け出があって、そこで牛を飼って事業を営んでいるということも対象になるということですね。

もし違っていたら、お答えください。

除雪のほうであります、144件の苦情の内に高齢者、身障者は1件だけというのが意外に少ない数字だなというふうに思います。

私たちが身の回りの中で捉えている困難者というのは、高齢者の方たちが大変重たい雪の中に苦労しているということをお聞きしてまいりました。

今回、建設業協会に依頼をして、そして対応したところが2件あったということでもありますけれども、こういった場合のその料金の発生ですとか、窓口で相談されるんだと思うんですけども、この建設業協会がどのくらい対応、個人的なことについても対応できるのかということもお聞きしたいですし、更にはその事業者を紹介するというようなことも必要ではないかなというふうに思います。

したがって料金のこと、どのくらい対応できるのかということと、更に事業者に依頼をするということは可能なかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長

○保健福祉部長（榎木良美） 建設業協会に依頼をするにあたって、受けていただける業者さんであったり、そういったことについては、まだはっきりしたことが分かっておりません、昨年末に急遽ご

依頼させていただいて、取りあえず対応していただけるよということで、雪の降った時に2件対応していただきました。今週の金曜日に建設業協会の方に、今の町の除雪の状況とかをお話しさせていただいて、どういったことをご依頼したいか、どういうふうにご依頼するかなどを含めて、お話をさせていただきながら、そういった時に対応していただける業者さんがいらっしゃるかどうかも含めて、聞きたいと思っているところであります。

先程、社会福祉協議会の今後ということでご質問あったと思うんですけども、社会福祉協議会が今後いつまで、除雪が継続できるかわからないっていうようなお話もありまして、町と社会福祉協議会で、今年度すぐにどういうふうにするっていうのは中々できないんですけども、来年度に向けて、どういう形が一番良いかを話し合いをするということになっておりまして、この春から進めてくような予定をしております。

料金の件ですが、この前していただいた建設業協会に依頼した料金につきましては、社会福祉協議会で行っていると同じ1時間当たり1,760円という金額になっております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員

○18番（中橋友子） 除雪のことではありますが、困難な状況を一刻も早くお手伝いできる、解消するというのが大前提だと思います。

そこで、救急搬送ですとか、火災も、それからいろんな事態が生じる事も含めれば、急いで解決しなきゃならない課題だということもあります。

ひとつはこれから協議されるってことでありますから、是非、そういった町内のニーズですね、どのくらいあるのかということを押さえていただきたい。

そして、そういう事業者にどのぐらいの仕事が行くのか、そうすると1件や2件の対応はしてもらっても、たくさん出てきた場合には対応できないって事も、今の時点では考えられるものですから、そこを対応していただけるような体制にしていくための、ニーズ掌握と事業者への支援の依頼というところを、構築していく必要があるんだと思うのです。

個人の方達が社協に頼んでも無理だったと、個人に頼んでも中々自分で業者を見つけられないと。積もった雪を5日も一週間も置いてあるという状況が今回ありました。こういうところを解消する手立てとしてね、来週からの協議の中で考えられることあったら、お示しいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 建設部長

○建設部長（小野晴正） 建設業協会とのことですね、福祉除雪に関する協議につきましては、急遽昨年、建設業協会のほうにご相談させていただいて、協会のほうで承諾していただき、福祉除雪をやっていたような形になりました。

今年、社会福祉協議会のほうでは、93件と言うことで聞いておりますけど、そういった部分でやっていくのが今、精一杯っていうような状況があります。通常の除雪をしていくのに建設業協会が行うのではなくて、そういった今現在精一杯の状況にあるものですから、中々除雪が追い付かない状況にあるので、先程も言いましたように、大雪が降った時に孤立するような状況にならないような手だてとして、建設業協会の方に急遽頼んだというような状況になってます。

今後打ち合わせするにあたって、基本的にはそういうようなことを考えながら、進めていくんですけど、全体といたしましては、社会福祉協議会の方の除雪が間に合わない状況も含めまして、今後そういった部分を、どのように対応していくかを検討していきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長

○住民生活部長（寺田治） 中橋議員のご質問ですけども、この除雪の問題、過去からずっと問題視されているんですけど、いま福祉除雪の部分でいきますと、福祉課、保健課、そして住民課のほうで、この件については、いろいろ協議しているところでございます。

協働のまちでいきますと、雪かき支援のほうで、公区内、町内会の中での雪かき支援の他にですね、ボランティア団体を今年追加させていただきまして、公区をまたいで除雪できるような仕組みも構築したところでございます。

これからニーズの把握ですとか、事業者さんがどれぐらいいるのかということも調査していくのですが、感覚的にはですねニーズはすごくあると思います。

健康な方も除雪してほしいって方いらっしゃると思いますので、ニーズはすごくあると思います。

そして事業者さん、やはりこの十勝雪が少ない地域ですので、事業者さんのニーズが、除雪としての生業が立たないというところで、業者さんが非常に少ない。その中で、やってくれる事業者さんをこれから探していかなきゃいけないという状況でございますので、追々と進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員

○3番（内山美穂子） 今の除雪に係わってなんですけれども、あの、大変悩ましい問題だっというのを私も理解しています。

その上で急遽2件のお宅を対応したということなんですけれども、そのお宅というのは、どういう形で選ばれたというか、どういう要件の人達が、その2件になるんでしょうか。

まず、お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長

○保健福祉部長（榎木良美） 昨年除雪を行った2件といいますのは、社会福祉協議会に除雪を依頼をかけて、社会福祉協議会が受けられないでお断りをしたお宅に、社会福祉協議会のほうから確認していただいて、もし大雪が降った時には対応できますけど、どうしますかってことで確認した際に、お願いしますって言われた2件を除雪いたしました。

町としまして、今回その建設業協会にお願いした除雪につきましては、基本的には社会福祉協議会に除雪をお願いするような除雪困難世帯の方を対象として考えておりましたので、社協に依頼しても、社協で受けてもらえなかった人の中から、2件除雪をしたような状況であります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員

○3番（内山美穂子） その2件というのは社協が受けられなかった、その除雪サービスの中で漏れた2件っていう事なんですけれども、なのでたぶん事業者が直接1,750円を利用者さんからいただく形になってると思うんですけれども、そもそもですね、町内における福祉除雪のあり方っていうのが、社会福祉協議会だけで機能するのかどうかっていう事が問題だと思うんですよね。

社会福祉協議会っていうのは、収入状況だとかは把握していないですし、今回受けた2件っていうのも全体的な公平性から見ると、もっと困ってる方も中にはいらっしゃると思うんですよ。

それが現時点で把握してないということなんで、2件ということになったのかと思うんですけれども、例えばですね、一般質問の時にも言ったんですけれども、音更町では、社会福祉協議会の就労センターで除雪サービスをしてるほかに、協働のまちづくり事業のようなサービスも行っていて、更に町内の生活困窮者とか、本当に除雪の困難世帯に対しては、町の事業として事業者の人力なんですけれども、47世帯を無料でやっているという事業があるんですね。

今後はですね、今回はもう時間がないのかもしれないんですけれども、将来に向けてですね、社協の事業と、あと、町が担うべき除雪困難世帯に対する福祉除雪の在り方っていうのを、もう一度整理して考えていかなきゃいけないと思います。

いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 伊藤副町長

○副町長（伊藤博明） 幕別町2万6千人の町で高齢者率が30パーセントを超えている、こうした中で、基本はですね、地域の中で助け合って生きていく、これは、協働のまちづくりを制度化の中で、地域の皆さんの除雪1件、昔で言うと1件あたり5千円とか、そういうのを作った時も、やはりですね基本は、日頃の日常のお付き合いの中で、隣のお婆さん大丈夫かなっていうところで、やられているケースが相当あるんだっという認識でおります。

そういうものが無くなると、本当にその、全てを町で掌握をして、そういった除雪困難が千世帯と

かになってくる可能性ありますよね。

それを全て行政でやるっていうのは中々大変なことです。やはり基本的には協働、地域で協働してもらって、それを後押しできるような政策を町として行っていく。

それが、近場で難しい場合には、事業者ですとか社会福祉協議会、そういったふうにして、様々なチャンネルでやっていくしかないのかな、ただ先程中橋議員もおっしゃられましたように、内山議員もおっしゃられましたように、それを総合的にコーディネートしていくっていいでしょうか、そうした機能が、まだ不十分なところがあるのは確かだと思いますので、これまで部長が答弁しておりますように、体制をきちっと作っていくってことを、本当に早急にですね、進めていかなければならないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 他に質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和5年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11：02 閉会